



消費税率の引上げとそれに伴う対応

2013年12月2日

東海財務局総務部長 斎藤 修

1. いわゆる「アベノミクス」

いわゆる「アベノミクス」

- 3本の矢を推進することにより景気回復、経済成長を着実に実現し、企業収益の改善、国内投資の拡大、生産性の高い部門への労働移動、賃金上昇と雇用の拡大、さらには消費の拡大という好循環を実現していく必要がある。 (「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)(25年6月14日閣議決定))



大胆な金融政策（「一の矢」）

- 1月22日 政府・日銀の「共同声明（Joint Statement）」
「物価安定の目標（Price Stability Target）」(消費者物価の前年比上昇率で「2%」)の導入
- 4月4日 「量的・質的金融緩和」の導入



機動的な財政政策（「二の矢」）

- 1月11日 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」閣議決定(財政支出10.3兆円、事業規模20.2兆円)
→1月15日 24年度補正予算案 閣議決定 (2月26日 成立)
 - 1月29日 25年度予算政府案 閣議決定 (5月15日 成立)
 - 1月29日 25年度政府税制改正大綱 閣議決定 (3月29日 税法成立)
-] 「15ヶ月予算」として、一体的に編成



民間投資を喚起する成長戦略（「三の矢」）

- 安倍総理「成長戦略スピーチ」(第一弾:4月19日、第二弾:5月17日、第三弾:6月5日)
 - 6月14日 「日本再興戦略」閣議決定
-
- 財政健全化目標(「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)(6月14日閣議決定))
～経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指す～
 - ・国・地方のPBについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比の半減、2020年度までに黒字化
 - ・その後の債務残高の対GDP比の安定的な引下げ

最近の金融市場の動向

【為替相場の推移】

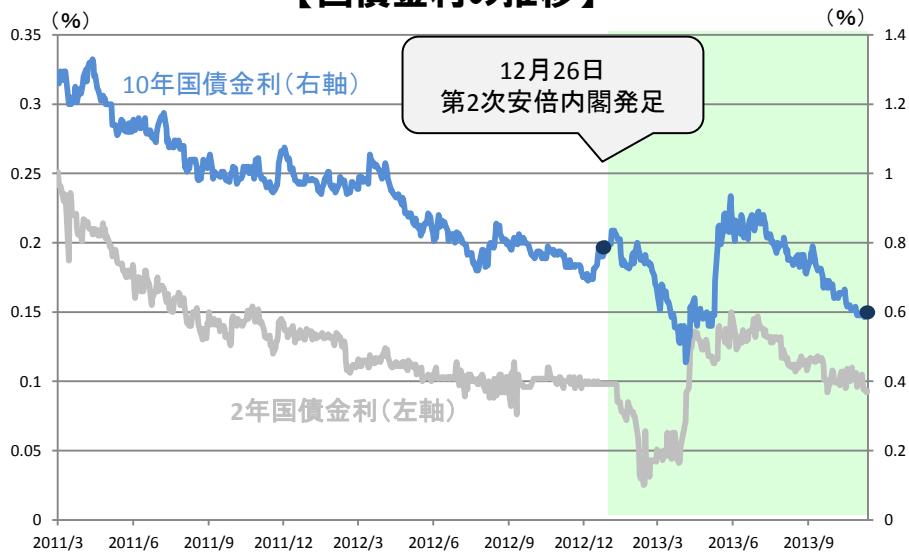


【日米株式相場の推移】



※値はニューヨーク17時。

【国債金利の推移】



～アベノミクス効果の定着化に向けて～

悪い物価上昇にならないように
(賃金上昇に繋がらない懸念)

悪い金利上昇にならないように
(財政破綻、銀行の財務健全性の
毀損の懸念)



実体経済の体质強化のための取組み

「日本再興戦略」～「三の矢」

- : 中長期的な成長率（もしくは潜在成長率）の引上げ
- : 設備投資・企業収益の増が、賃金・消費の増につながる好循環
⇒ 物価上昇に見合った賃金上昇
- : 民間全ての経済主体、特に企業経営者の挑戦が重要

財政健全化に向けた取組み

- ・財政健全化目標の達成のための中期財政計画の策定
- ・社会保障・税の一体改革の推進
: 国債格付けに留意

長期金利が急上昇するリスクに対応、個人消費や投資の拡大を促進



2. 消費税引き上げとそれに伴う対応

消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について(平成25年10月1日閣議決定)の概要

- 消費税率(国・地方)を平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることを確認する。
- 消費税率の引上げによる反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるため、経済政策パッケージを決定。

1. 経済状況と持続的な経済成長に向けた取組

- 政府は、長引くデフレからの早期脱却と経済再生に向けて「三本の矢」を一体として強力に推進。
- 経済財政諮問会議意見に示されているとおり、景気は緩やかに回復。物価の動向を総合してみると、デフレ状況ではなくなりつつある。先行きについても、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。
- 「経済政策パッケージ」(後述)に取り組み、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとする。

2. 財政状況等

- 我が国財政は厳しい状況。社会保障関係費の増大などにより悪化。
- 政府は財政健全化目標を設定。「中期財政計画」に従い、財政健全化目標達成を目指す。
- 国民に負担増を求める際に、各分野の歳出において無駄があるといった批判を招かないよう取り組む。

3. 社会保障制度改革

- 本年8月に「法制上の措置の骨子」についてを決定。消費税増収分と社会保障給付の重点化・効率化により必要な財源を確保しつつ、社会保障制度改革を行う。
- 政府は、この骨子に基づく法律案を速やかに策定し、次期国会冒頭に法案を提出。

4. 消費税率引上げにあたっての対応

消費税率の引上げにあたっては、税収増を社会保障の充実・安定化に充てるのみならず、デフレ脱却と経済再生に向けた取組みを更に強化するため、以下について、「経済政策パッケージ」として取り組む。

(1)成長力底上げのための政策

①成長戦略関連施策の当面の実行方針 ②投資減税措置等：設備投資減税・研究開発減税、事業再編促進税制、ベンチャーファンドへの投資を促す税制の創設等。

(2)「政・労・使」の連携による経済の好循環の実現

- 企業収益の拡大が賃金上昇や雇用拡大による消費拡大・投資増加につながる好循環を実現するため、政府は、9月20日に立ち上げた「経済の好循環実現に向けた政労使会議」等において取組を進める。
- 所得拡大促進税制について、企業による賃金引上げの取組を強力に促進するため、拡充を行う。
- 足元の経済成長を賃金上昇につなげることを前提に、復興特別法人税の一年前倒しでの廃止について検討する。その検討にあたっては、税収の動向などを見極めて復興特別法人税に代わる復興財源を確保すること、国民の理解、なかでも被災地の方々の十分な理解を得ること、及び復興特別法人税の廃止を確実に賃金上昇につなげられる方策と見通しを確認すること等を踏まえたうえで、12月中に結論を得る。

(3)新たな経済対策の策定

- 消費税率引上げに伴う駆け込み需要とその反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力を底上げして成長軌道に早期に復帰できるよう、反動減等に対応した給付措置(後述)とあわせて、新たな経済対策を策定する。
- 来年度4~6月期に見込まれる反動減を大きく上回る5兆円規模とし、3%の消費税率引上げによる影響を大幅に緩和するとともに、経済の成長力の底上げ、成長軌道への早期の復帰に対応。
- その中で、競争力強化策、高齢者・女性・若者向け施策、復興、防災・安全対策の加速などを措置すべく、今後、来年度予算とあわせて具体化し、景気や税収の動向を見極めた上で、12月上旬に新たな経済対策として策定する。
- その上で、これらの施策を実行するための平成25年度補正予算を、来年度予算とあわせて編成する。
- また、来年度予算においても、経済成長に資する施策に重点化する。

(4)簡素な給付措置

市町村民税非課税者2,400万人に1万円支給。老齢基礎年金(65歳以上)の受給者等に5,000円を加算。

(5)住宅取得等に係る給付措置(給与収入約500万円以下の住宅購入者に10~30万円給付)

被災地は標準的な負担増加額を給付。車体課税の見直し

(6)転嫁対策

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、実効性ある対策を推進。

(7)復興の加速等(再掲)

①新たな経済対策の中で復旧・復興の加速に取り組み、平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算で予算措置を講じる。

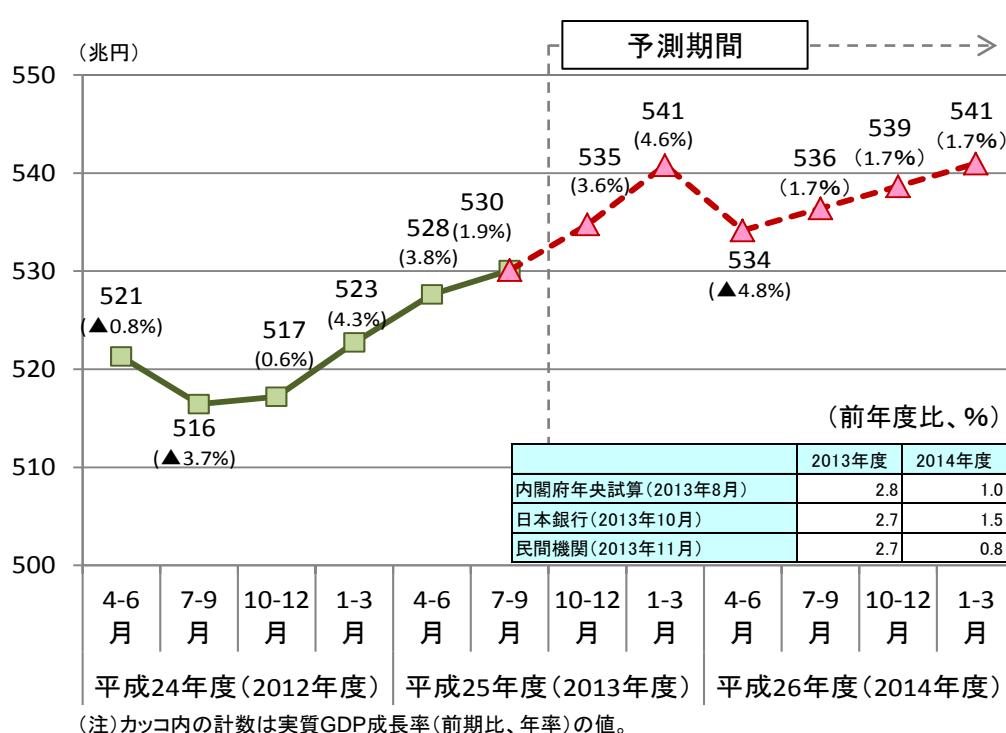
②その対策の中で、復興特別法人税を廃止する場合は復興財源を補填する。③被災者の住宅再建に係る給付措置を行う。

(1) 経済状況

経済状況(GDP、消費、業況判断)

- これまでの政策の効果もあって、景気は緩やかに回復しつつある。
- 先行きについても、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。ただし、海外景気の下振れ等が我が国の景気を下押しするリスクに留意が必要である。

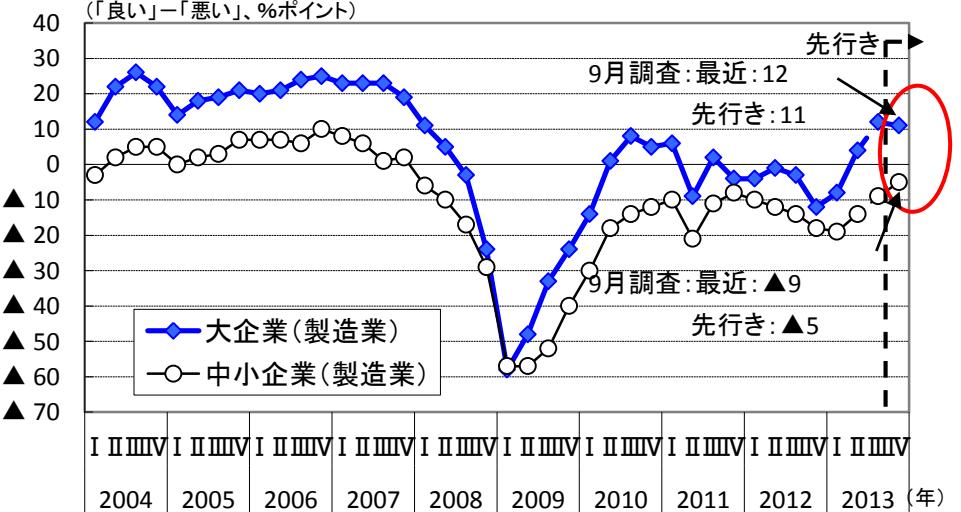
＜実質GDPの推移＞



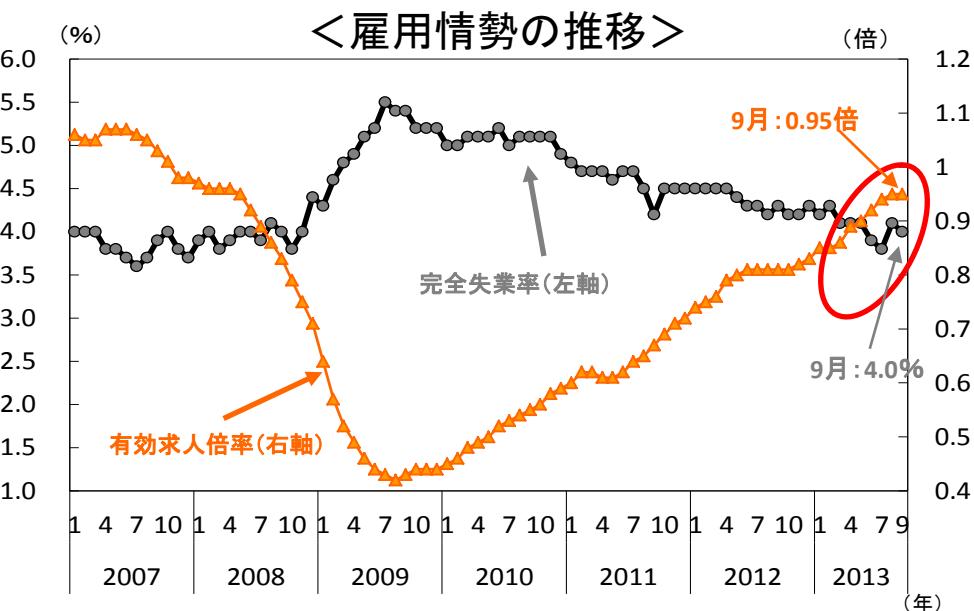
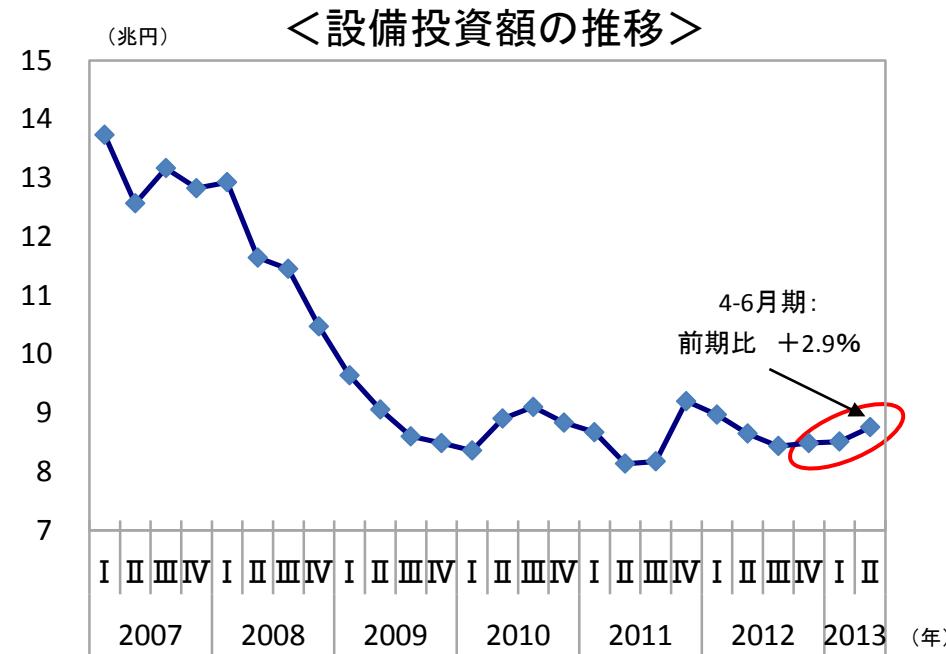
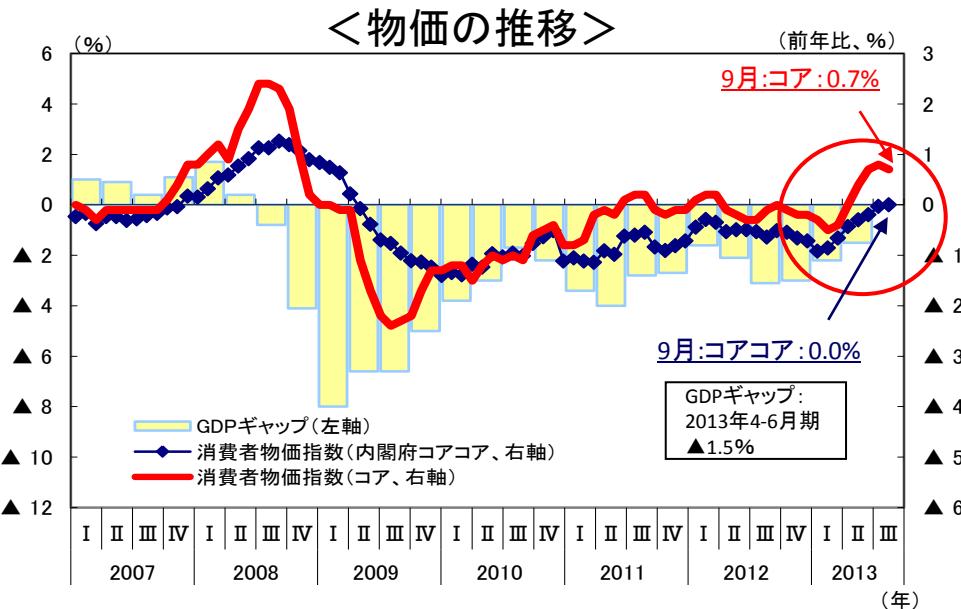
＜消費総合指標の推移＞



＜企業の業況判断と先行き＞



経済状況(物価、雇用、設備投資)

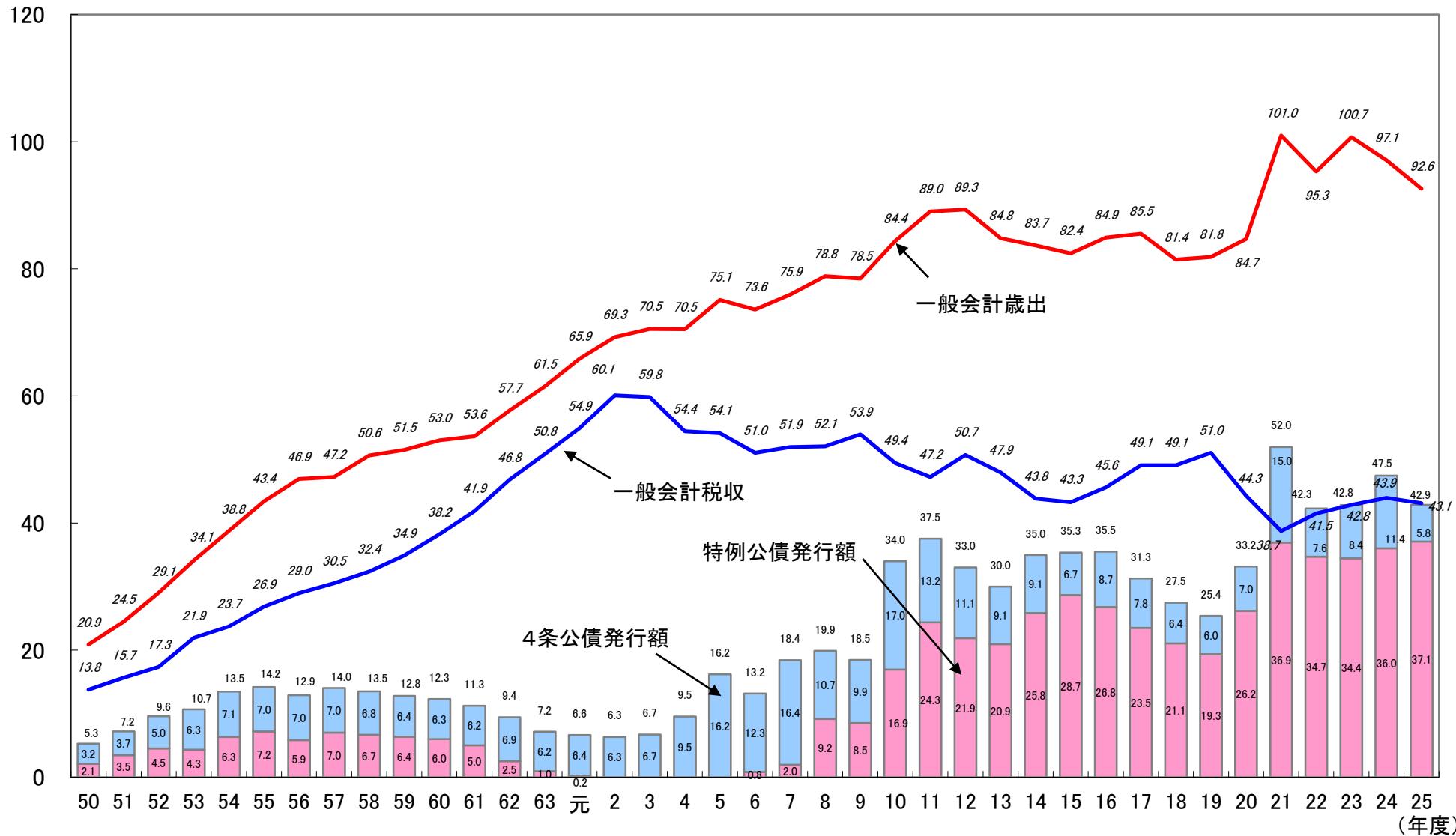


- 物価の動向を総合してみると、デフレ状況ではなくなりつつある。
- 雇用情勢は改善しており、失業率は3%台近くへと低下、有効求人倍率も1倍へと近づいている。
- 設備投資にも、非製造業を中心に持ち直しの動きがみられる。

(2) 財政状況

税収と国債発行額

(兆円)



(注1) 平成24年度までは決算、25年度は予算による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6~8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度、25年度は基礎年金庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

I. 基本認識

- 今後10年間(2013年度から2022年度)の平均で、名目GDP3%程度、実質GDP2%程度の成長を目指す。民需主導の持続的成長と財政健全化の好循環を目指していく。

II. 財政健全化に向けた目標

- 国・地方の基礎的財政収支(以下、PB)について、①2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、②2020年度までに黒字化、③その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

III. 平成27年度(2015年度)の目標達成に向けて

1 基本的な取組

- 国・地方のPB赤字の大宗を占める国的一般会計のPB赤字について改善を図る必要。
- 国的一般会計PBについて、少なくとも平成26・27年度の各年度4兆円程度改善。26年度予算においては▲19兆円程度、27年度予算においては▲15兆円程度とし、これをもって、半減目標を達成。
- 新規国債発行額については、平成26年度、平成27年度において、それぞれ前年度を上回らないよう、最大限努力。
- 地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の一般財源の総額については、平成26年度、平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

2 歳出面・歳入面の取組

- 社会保障:人口高齢化等による増勢がある中で、極力全体の水準を抑制。年金マクロ経済スライド発動の前提となる特例水準の解消、後発医薬品の使用促進に具体的な進捗がみられるよう取り組む。
- 社会資本整備:投資効果の高い事業への重点化を図るなど、選択と集中を徹底。
- 地方財政:経済再生にあわせリーマン後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要。

IV. 平成32年度(2020年度)の目標達成に向けて

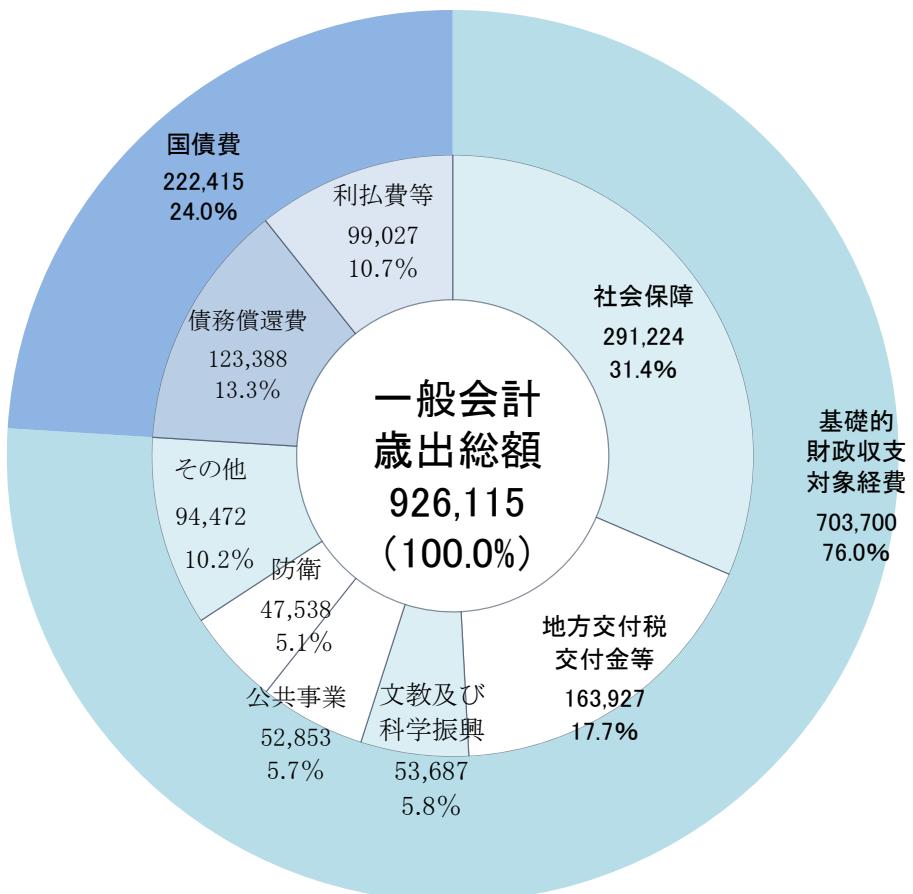
- 平成27年度(2015年度)までの取組と同様に、一般会計上のPBを改善し、黒字化させる。
- 各年度の予算において、歳出面では、無駄の排除などでPB対象経費を極力抑制し、経済成長によりGDPを増大させることで、PB対象経費の対GDP比を逓減させていく。歳入面では、経済成長を通じて税収の対GDP比の伸長を図る。さらに、増大する社会保障は、制度改革を含めた歳出・歳入両面の取組によって財源を確保することを検討。

平成25年度一般会計予算から見る財政の現状

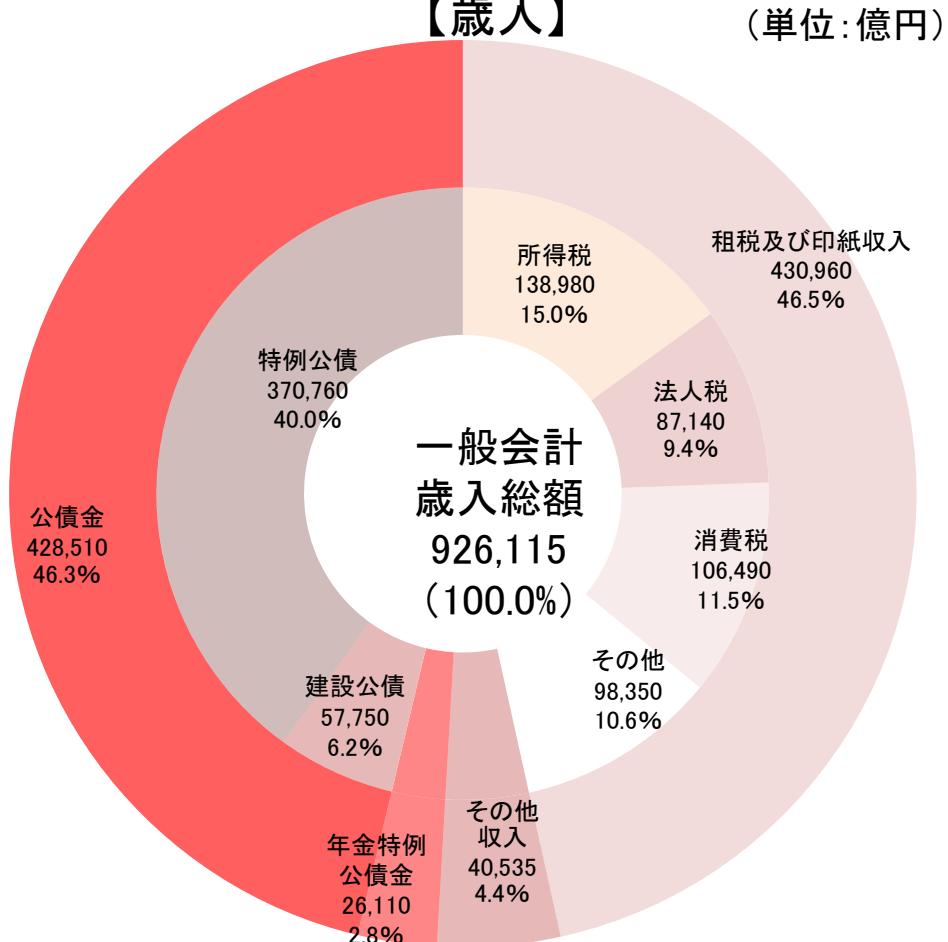
平成25年度一般会計予算概算は総額が約92.6兆円であり、予算の中身を見直して重点化し、公債発行額をできる限り抑制した結果、税収が公債金を上回る状態を4年ぶりに回復させるなど、引き締まった予算。

歳出については、社会保障関係費、地方交付税交付金、国債の元利払いに充てられる国債費が、歳出全体の約7割。歳入のうち、税収でまかなわれているのは5割に満たず、5割弱は将来世代の負担となる借金（公債金収入）に依存。

【歳出】



【歳入】



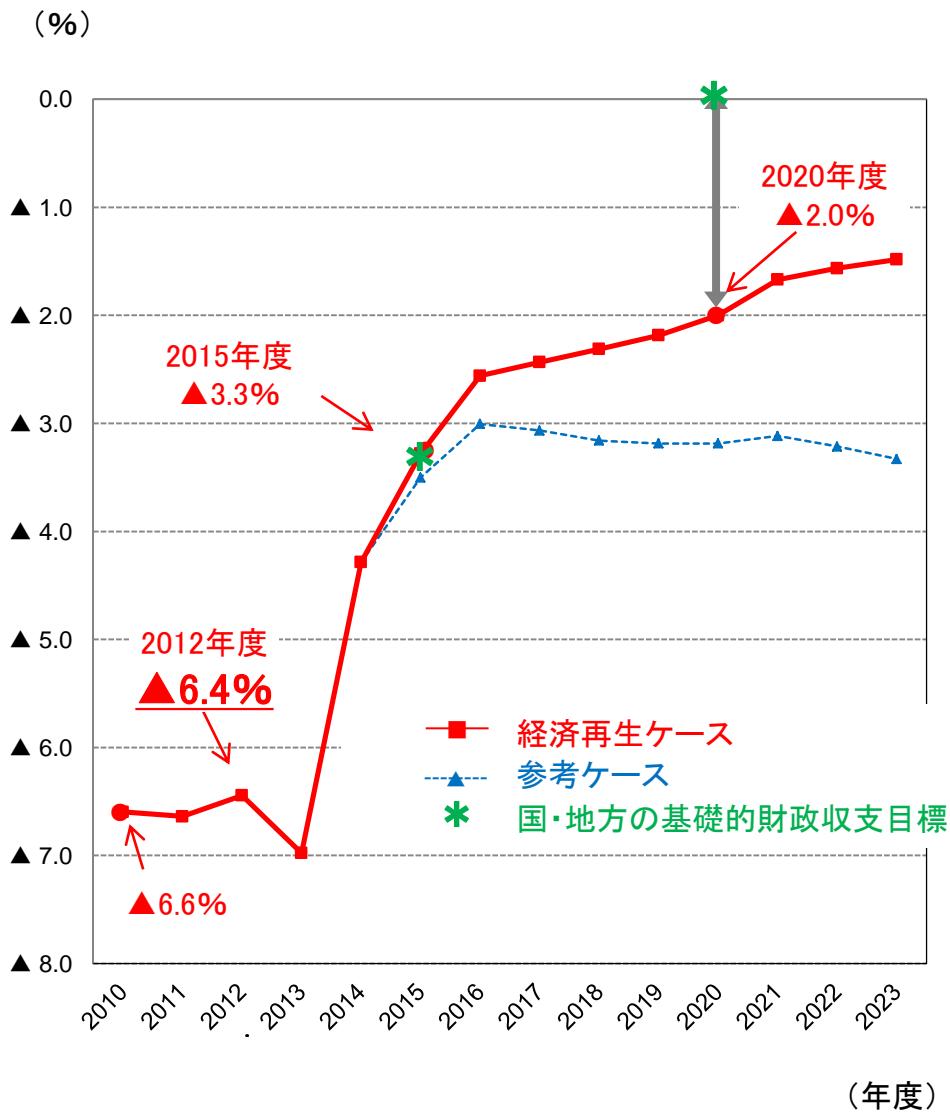
(注)一般歳出※における社会保障関係費の割合:54.0%

※ 一般歳出は、基礎的財政収支対象経費から地方交付税交付金等を除いたもの。

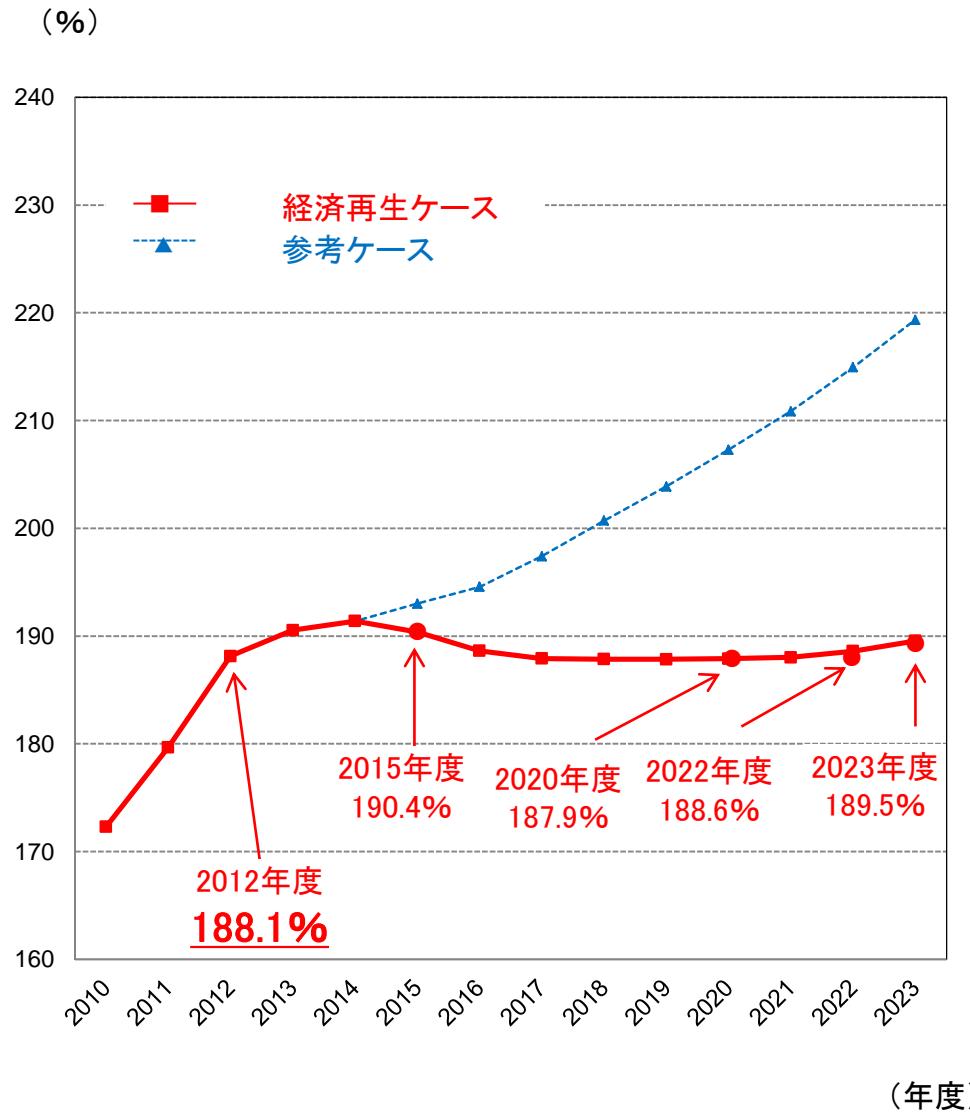
我が国の財政の状況

※ 平成25年8月8日 中長期試算(内閣府)より

＜国・地方の基礎的財政収支(対GDP比)＞



＜国・地方の公債等残高(対GDP比)＞



(注)復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

(注)復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

(3) 社会保障制度改革

社会保障・税一体改革による社会保障の充実

※ 消費税引上げによる增收分は、全て社会保障の充実・安定化に向けることとなっており、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等*による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。

子ども・子育て

○子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上)

- ・子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
- ・「待機児童解消加速化プラン」の実施
- ・新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業
- ・社会的養護の充実

など

0.7兆円程度

医療・介護

○医療・介護サービスの提供体制改革

①病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等

- ・病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにしていくことで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。
 - ・在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。
 - ・医師、看護師等の医療従事者を確保する。
- (新たな財政支援制度の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方の検討・必要な措置)

②地域包括ケアシステムの構築

- 介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。
- i) 医療と介護の連携、ii) 生活支援・介護予防の基盤整備
 - iii) 認知症施策、iv) 地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し
 - v) マンパワーの確保等

など

○難病、小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立

年金

○現行制度の改善

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付
- ・受給資格期間の短縮
- ・遺族年金の父子家庭への拡大

1.5兆円程度

※充実と重点化・効率化を併せて実施

0.6兆円程度

* 2017年度時点では、3.2兆円程度の見込み。

(注)上記の表は、消費税增收分を活用した社会保障の充実について、公費に影響のあるものについて整理したものである。

所要額(公費※)合計 = 2.8兆円程度

※ 消費税財源(平年度ベース)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
少子化対策		<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法に基づく保育緊急確保事業、子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業(含:待機児童解消加速化プラン) ・社会的養護の充実 <p>※次世代育成支援対策推進法(26年度末までの時限立法)の延長を検討</p>			
医療制度	医療サービス等の提供体制	<p>▲ 一環として法律案の26年通常国会への提出を目指す</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①病床の機能分化・連携及び在宅医療・在宅介護の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・病床機能に関する情報を都道府県に報告する制度の創設 ・地域医療ビジョンの策定及びこれを実現するために必要な措置(必要な病床の適切な区分の設定、都道府県の役割の強化等) 	<p>現行医療計画(～29年度)</p> <p>必要な措置を29年度までを目途に順次講ずる</p>		* 30年度～次期医療計画
	医療保険	<p>▲ 法改正が必要な措置について法律案の27年通常国会への提出を目指す</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医療保険制度の財政基盤の安定化 <ul style="list-style-type: none"> ・国保の財政支援の拡充 ・国保の保険者、運営等の在り方に關し、上記の国保の財政支援の拡充により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国保の財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市区町村の積極的な役割が果たされるよう都道府県・市区町村で適切に役割分担するために必要な措置 ・平成25年健保法等改正法附則2条に規定する所要の措置(協会けんほの国庫補助率や高齢者の医療の費用負担の在り方) <p>※上記措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方等について、必要に応じ検討</p>	<p>必要な措置を26年度から29年度までを目途に順次講ずる</p>		* 支援金等の現行の特例措置が26年度末で終了
	難病対策・小児慢性特定疾患対策	<p>▲ 法律案の26年通常国会への提出を目指す</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病対策に係る都道府県の超過負担の解消 ・公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立 	<p>必要な措置を26年度を 目途に講ずる</p>		
介護保険制度		<p>第5期介護保険事業計画(～26年度)</p> <p>▲ 法律案の26年通常国会への提出を目指す</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・在宅介護の連携の強化 ・高齢者の生活支援・介護予防に関する基盤整備 ・認知症に係る施策 ②地域支援事業の見直しと併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し <p>※後期高齢者支援金の全面総報酬割に係る検討状況等を踏まえ、介護報酬の総報酬割について検討し、必要な措置を講ずる</p>	<p>必要な措置を27年度を 目途に講ずる</p>	第6期介護保険事業計画(～29年度)	
					<ul style="list-style-type: none"> ③一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し ④いわゆる補足給付の支給の要件に資産を勘案する等の見直し ⑤特別養護老人ホームに係る施設介護サービス費の支給対象の見直し ⑥低所得の第一号被保険者の介護保険料の負担軽減 ⑦介護報酬に係る適切な対応の在り方 <p>など</p>
公的年金制度		<p>・基礎年金の国庫負担割合の 2分の1への恒久的な引上げ</p> <p>・遺族基礎年金の支給対象の拡大</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①マクロ経済スライドに基づく年金給付の額の改定の在り方 ②短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用範囲の拡大 	<p>・年金生活者支援給付金の支給</p> <p>・老齢基礎年金の受給資格期間の短縮</p>		
					<ul style="list-style-type: none"> ③高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方 ④高所得者の年金給付の在り方・公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し ⑤①～④のほか、必要に応じ行う見直し

(4) 消費税率引上げにあたっての対応

消費税率の引上げにあたっては、税収増を社会保障の充実・安定化に充てるのみならず、デフレ脱却と経済再生に向けた取組みを更に強化するため、以下の①～⑦を「経済政策パッケージ」として取り組む。

① 成長力底上げのための政策

- ・ 成長戦略関連施策の当面の実行方針
- ・ 投資減税措置等

② 「政・労・使」の連携による経済の好循環の実現

③ 新たな経済対策の策定

④ 簡素な給付措置

⑤ 住宅取得等に係る給付措置、車体課税の見直し

⑥ 転嫁対策

⑦ 復興の加速等

① 成長力底上げのための政策

- 期待を行動に変えるために放った「第三の矢：日本再興戦略」の実行を加速し、強化。
- 戦略決定後の検討を経て、構造改革の内容や方向性が具体化し、前倒しで実行を予定している次期臨時国会提出法案などの主な関連施策について、政府一体となって強力に推進。

【臨時国会提出予定等関連法案】

産業競争力強化法案、国家戦略特区関連法案、会社法改正法案、薬事法等改正法案、再生医療等安全性確保法案、電気事業法改正法案、農地中間管理機構（仮称）整備のための関連法案 及び 農山漁村再生可能エネルギー法案

1. 規制・制度改革のための基盤整備

戦略地域単位、企業単位、全国単位の三層構造で大胆に構造改革を加速。

- －日本の経済社会の風景を変える突破口としての「国家戦略特区」を創設し、医療、教育、農業、都市再生などの分野で大胆な規制・制度改革を実現 〔戦略地域単位：国家戦略特区関連法案〕
- －企業単位の特例で新分野進出等を支援する「企業実証特例制度」創設 〔企業単位：産業競争力強化法案〕
- －新分野進出等が行い得るよう規制の適用の有無を明確化する「グレーゾーン解消制度」創設 〔全国単位：産業競争力強化法案〕
- －産業競争力会議と規制改革会議との連携による更なる構造改革推進

2. 民間投資・産業新陳代謝の促進

企業の経営資源を将来投資に振り向けるため、事業環境整備と税制等の施策を総動員。

- －生産性の向上につながる設備投資を促進する税制の創設
- －事業再編を促進する税制の創設
- －企業によるベンチャーファンドへの投資等を促進する税制の創設
- －独立性の高い社外取締役の導入促進【会社法改正法案】
- －公的・準公的資金の運用等の見直し

3. 雇用制度改革・人材力強化

人材力強化や雇用制度改革に向けた早期取組や人事給与システムなどの大学改革を推進。

- －民間人材ビジネス活用の加速
- －「待機児童解消加速化プラン」による取組の加速的実行等、仕事と子育て等を両立できる環境の整備
- －高度外国人材ポイント制度改革と永住許可のための在留歴の短縮【出入国管理及び難民認定法改正法案（次期通常国会）】
- －大学のイノベーション機能の強化・大学改革の推進【産業競争力強化法案関連】

4. 構造改革等による戦略市場の創出

規制制度改革、官業開放等により、新たな日本経済の成長エンジンとなる市場を形成。

- －健康・医療市場の改革と「日本医療研究開発機構（仮称）」の創設【薬事法等改正法案、再生医療等安全性確保法案 等】
- －農地集約等による競争力強化【農地中間管理機構（仮称）関連法案】
- －電力システム改革の断行と再生可能エネルギーの導入促進【電気事業法改正法案、農山漁村再生可能エネルギー法案】

5. 地域ごとの成長戦略の推進と中小企業・小規模事業者の革新

国・地方一体となった体制を構築し、中小企業・小規模事業者の革新に向けた取組を推進。

- －各地域ごとに「地方産業競争力協議会」を順次設置する等、産・学・官・金をはじめ地域の総力を挙げた取組の推進
- －地域における創業等を促進するための支援【産業競争力強化法案】
- －小規模事業者の振興に向けた枠組みの整備【小規模事業者振興のための基本法案（次期通常国会）】

民間投資活性化等のための税制改正のポイント

1. 生産性の向上につながる投資促進のための税制

○生産性向上設備投資促進税制の創設

①先端設備、②生産ライン等の改善につがなる設備への投資に対して即時償却又は5%税額控除

○中小企業投資促進税制の拡充

資本金3,000万円超1億円以下の企業に対する7%税額控除制度を創設 資本金3,000万円以下の企業に対する税額控除割合の引き上げ(7%⇒10%) 等

※中小企業投資促進税制の対象となる機械等で、生産性向上設備投資促進税制の対象設備である場合

○研究開発税制の拡充

増加型の措置を拡充し、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組みに改組(控除率5%⇒5%~30%)

2. 民間企業等によるベンチャー投資の促進のための税制

○ベンチャー投資促進税制の創設

企業投資家と事業拡張期にあるベンチャー企業の橋渡し役となるベンチャーファンドを通じた出資金の損失に備える準備金につき損金算入

※別途、地域における創業促進のための登録免許税の負担軽減措置

3. 収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革を促進するための税制

○事業再編促進税制の創設

収益力向上のため、複数企業間で経営資源の融合による事業再編を行う場合、出資金・貸付金の損失に備える準備金につき損金算入

※あわせて、登録免許税の負担軽減措置

4. 設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた税制

○既存建築物の耐震改修投資を促進する税制の創設

義務化された耐震診断の結果の報告後5年以内に行った耐震改修について特別償却

5. 企業収益が賃金の上昇につながる好循環を実現するための税制

○所得拡大促進税制の拡充

- ・給与等総支給額要件の見直し(現行5%増加 ⇒ 25・26年度; 2%、27年度; 3%、28・29年度; 5%)
- ・平均給与等要件の見直し(全従業員の平均給与→継続従業員の平均給与)

② 「政・労・使」の連携による経済の好循環の実現

「経済の好循環実現に向けた政労使会議」について

○ 趣旨

「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」を踏まえ、経済の好循環の実現に向けて、政労使の三者が意見を述べ合い、包括的な課題解決のための共通認識を得ることを目的として「経済の好循環に向けた政労使会議」を開催する。

(平成25年9月18日内閣府特命担当大臣(経済財政政策)決定)

(参考) 「経済財政運営と改革の基本方針」(抜粋) (平成25年6月14日閣議決定)

三本の矢を推進することにより景気回復、経済成長を着実に実現し、企業収益の改善、国内投資の拡大、生産性の高い部門への労働移動、賃金上昇と雇用の拡大、更には消費の拡大という好循環を実現していく必要がある。

○ 構成員

副総理兼財務大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、厚生労働大臣及び経済財政担当大臣、経済界の代表者、労働界の代表者並びに有識者。(内閣総理大臣及び官房長官は随時出席)

○ 議事

- ・ 第1回 平成25年9月20日(金)
 - (1) 経済・雇用環境の現状について
 - (2) 経済の好循環実現に向けた取組と課題について
- ・ 第2回 平成25年10月17日(木)
 - (1) 製造業・中小企業を取りまく現状と課題について
 - (2) 経済の好循環実現に向けた政府の取組について
- ・ 第3回 平成25年11月5日(火)
 - (1) サービス業・建設業を取りまく現状と課題について
 - (2) 非正規雇用労働者の待遇改善と多様な働き方について

○ 今後のスケジュール

- ・ 来年初までを目途に5回程度開催予定

【参考】第1回会議の出席者

(政府)	
安倍晋三	内閣総理大臣
麻生太郎	副総理 兼 財務大臣
菅 義偉	内閣官房長官
甘利 明	内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 兼 経済再生担当大臣
田村憲久	厚生労働大臣
茂木敏充	経済産業大臣
(有識者)	
高橋 進	日本総研理事長 (経済財政諮問会議議員)
樋口美雄	慶應義塾大学商学部教授
(経済界)	
米倉弘昌	日本経済団体連合会会長
岡村 正	日本商工会議所会頭
鶴田欽也	全国中小企業団体中央会会长
(労働界)	
古賀伸明	日本労働組合総連合会会長
逢見直人	UAゼンセン会長
真中行雄	JAM会長

所得拡大促進税制の拡充(案)

- 個人の所得水準の改善を通じた消費喚起をさらに推進するため、所得拡大促進税制の拡充を行う。
具体的には、次の見直しを行った上、その適用期限を平成30年3月31日まで2年間延長する。

(1) 雇用者給与等支給増加割合の要件（現行：5%以上）について次のとおりとする。

- ① 平成27年4月1日前に開始する事業年度 2%以上（平成26年4月1日前に終了する事業年度にも適用）
- ② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度 3%以上
- ③ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度 5%以上

(2) 平均給与等支給額の要件について、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を、継続雇用者に対する給与等（※）に見直した上で、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ること（現行：以上であること）とする。

※適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険法の一般被保険者に対する給与等をいう。

【現行制度の概要】

基準年度と比較して、5%以上、給与等支給額を増加させた場合には、当該支給増加額の10%を税額控除（法人税額の10%（中小企業等は20%）を限度）できる

控除対象給与等支給増加額の
10%を税額控除

控除対象給与等支給増加額
基準年度からの増加額

控除対象給与等支給増加額
↑

基準年度からの増加額

対象給与等支給額

基準年度からの増加額

対象給与等支給額

基準年度

適用初年度

適用2年目

【改正案】

平成25、26年度：2%以上
平成27年度：3%以上
平成28、29年度：5%以上

【要件】

- （1）基準年度と比較して5%以上給与等総支給額が増加
- （2）給与等総支給額が前年度以上であること
- （3）平均給与等支給額が前年度以上であること

【改正案】継続雇用者に対する給与等に見直した上で「前年度を上回ること」に変更

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」 (平成25年10月1日閣議決定)(抄)

(2)「政・労・使」の連携による経済の好循環の実現

足元の経済成長を賃金上昇につなげることを前提に、復興特別法人税の一年前倒しでの廃止について検討する。その検討にあたっては、税収の動向などを見極めて復興特別法人税に代わる復興財源を確保すること、国民の理解、なかでも被災地の方々の十分な理解を得ること、及び復興特別法人税の廃止を確実に賃金上昇につなげられる方策と見通しを確認すること等を踏まえたうえで、12月中旬に結論を得る。

③ 新たな経済対策の策定

目的

- 消費税率の引上げに伴う駆け込み需要とその反動減を緩和し景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力を底上げして成長軌道に早期に復帰できるよう対応
- 成長の果実を地域の隅々にまで浸透させていく

規模

- 来年度4～6月期に見込まれる反動減を大きく上回る5兆円規模とし、3%の消費税率引上げによる影響を大幅に緩和するとともに、経済の成長力の底上げによる成長軌道への早期の復帰に対応する

策定時期

- 来年度予算と併せて具体化し、景気や税収の動向を見極めたうえで、12月上旬に新たな経済対策を策定
- その上で、これらの施策を実現するための平成25年度補正予算を来年度予算と併せて編成
- また、来年度予算においても、経済成長に資する施策に重点化

新たな経済対策について ②

内 容

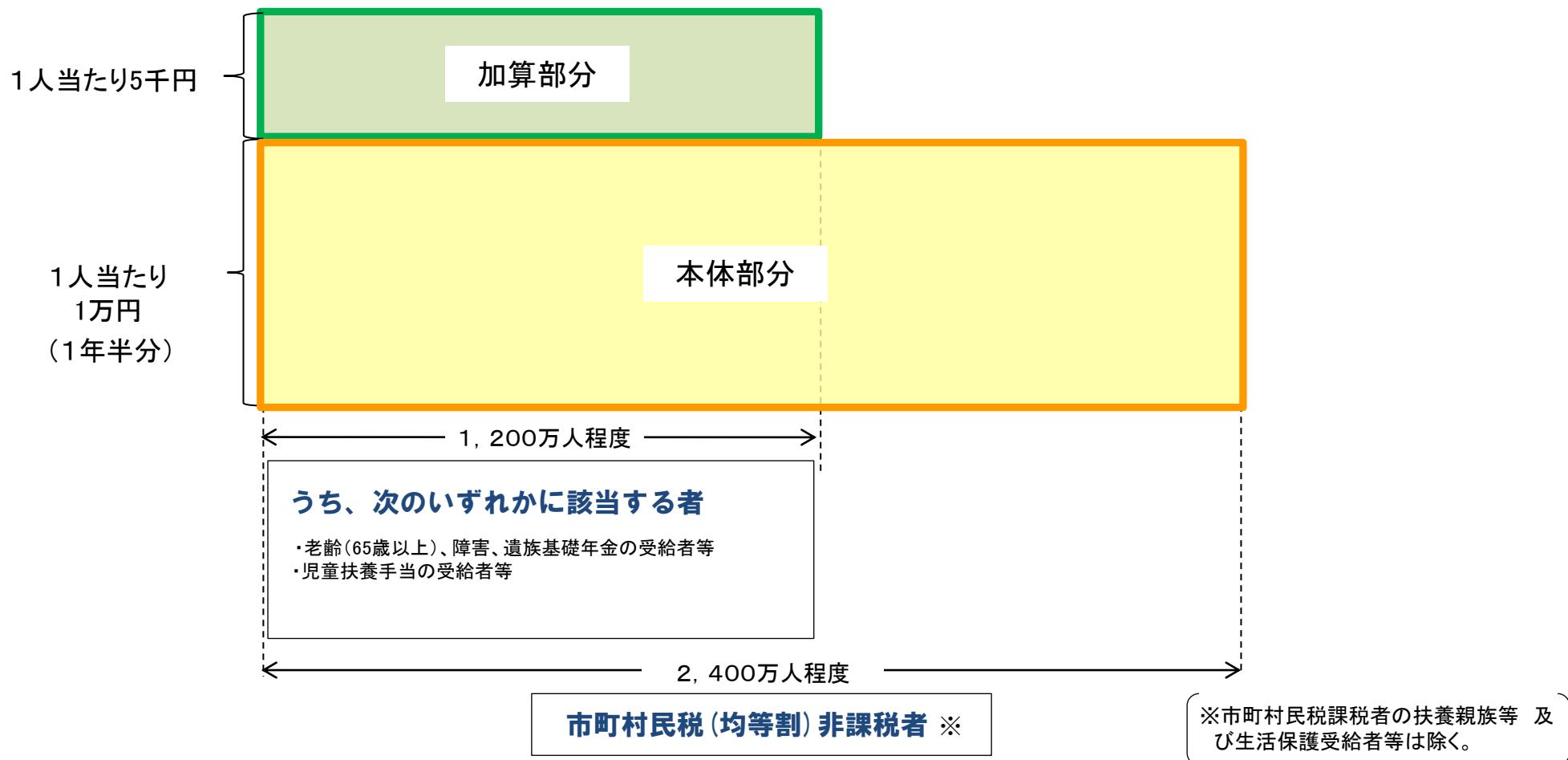
競争力強化策	<ul style="list-style-type: none">中小企業に重点を置いた投資補助金などの設備投資支援策エネルギーコスト対策東京オリンピックへの対応などの交通・物流ネットワークの整備競争力強化・イノベーションにつながる重点課題の研究開発地域活性化のための農業の6次産業化の推進 など
高齢者・女性・若者向け施策	<ul style="list-style-type: none">簡素な給付措置の加算措置若者や女性を含めた雇用拡大・賃上げ促進のための措置子育て支援 など
復興、防災・安全対策の加速	<ul style="list-style-type: none">被災地の災害復旧学校施設の耐震化地域経済に配慮した社会資本の老朽化対策など <p>※復興事業については、復興特別法人税を減税する場合には復興財源を補填</p>

④ 簡素な給付措置

簡素な給付措置

〔約3,000億円〕

- 市町村民税(均等割)が課税されていない者(※)に対し、一人当たり1万円を給付。
- これらの対象者のうち、次のいずれかに該当する者には、平成26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、一人当たり5千円を加算。
 - ・老齢基礎年金(65歳以上)、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当の受給者等



⑤ 住宅取得等に係る給付措置

一般の住宅取得に係る給付措置

〔約3,100億円〕

1. 紹介

【消費税率8%時（平成26年4月～平成27年9月）】

都道府県民税所得割額（収入額の目安） ^注	給付額
6.89万円以下（425万円以下）	30万円
6.89万円超8.39万円以下（425万円超475万円以下）	20万円
8.39万円超9.38万円以下（475万円超510万円以下）	10万円

注 標準的な世帯（夫婦及び中学生以下の子2人）において、夫が住宅取得する場合の夫の収入額の目安。実際の給付に当たっては、これを踏まえた住民税納付額などの客観的基準によって給付額を設定。

【消費税率10%時（平成27年10月～平成29年12月）】

税制抜本改革法附則第18条等の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、平成27年10月1日に消費税率が10%に引き上げられた場合の給付措置については、「住宅取得に係る給付措置についての自由民主党・公明党の合意」（平成25年6月26日）を踏まえたものとする。

2. 紹介対象・紹介方法等

①紹介対象者

引上げ後の消費税率が適用され、一定の質が確保された新築住宅又は中古住宅を取得し自ら居住する者。ただし、住宅ローンを利用せずに住宅を取得する者については、50歳以上であって、住民税（都道府県）所得割額が13.3万円以下の者に限るものとする。

②紹介方法

住宅取得に係る給付措置は、原則として、次の方法により行う。

- ・給付事務は公募により選定する者が行う。
- ・給付申請は住宅取得者又はこれを代行する者が行う。
- ・給付金は住宅取得者又は住宅取得者に代わる者として当該住宅の請負人・売主が受領する。
- ・給付は現金を指定の口座に振り込むことにより行う。

③その他

この閣議決定に定めるもののほか、本措置の実施業務につき必要な事項は、国土交通大臣が別に定める。

⑥ 転嫁対策

消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策について

1. 転嫁対策特別措置法 ※10月1日施行

- ・減額・買いたたき等の転嫁拒否行為を禁止し、禁止行為に対する検査、指導、勧告・公表等を規定。
- ・消費税を転嫁していない旨の表示（例：消費税還元セール）等を禁止し、禁止行為に対する検査、指導、勧告・公表等を規定。
- ・税込価格と誤認されない措置を講じた場合には、税抜価格での表示が認められる（総額表示義務の特例）。
- ・転嫁及び表示カルテルについて、独占禁止法の適用除外とする。

2. 事業者に対する転嫁状況に関する調査の実施

- ・事業者に対して要請文書を発出するなど、消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止、監視活動を早期に開始。
- ・買いたたきに着目し、5.2万社を対象とした緊急調査を法施行前に実施（公取委：平成25年6月）。
- ・違法行為を効果的に摘発するため、平成25年度中に、過去を大幅に上回る規模（15万社）で書面調査を実施予定。平成26年度以降は、それをさらに上回る規模の書面調査（概算要求：約500万社）を実施予定。

（注）消費税導入時は、親事業者、下請事業者それぞれ7,000社、66,000社、平成9年の引上げ時には、それぞれ1,000社、5,000社に対して書面調査を実施

3. 転嫁拒否等に関する調査等のための体制整備

- ・公取委、経産省（中企庁）において所要の体制を整備し、各業界の所管省庁に、転嫁拒否等の調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官（いわゆる「転嫁Gメン」）600人超を配置。
- ・政府全体の司令塔として、内閣官房に消費税価格転嫁等対策推進室を設置。

4. 転嫁拒否等に関する相談体制の整備

- ・各省庁・地方支分部局、各都道府県等に相談窓口を設置。また、政府共通の相談窓口として内閣府に消費税価格転嫁等総合相談センターを設け、電話・メールを使った相談体制を整備（10月2日開設）。
- ・中小事業者向けの移動相談会を実施する等、中小事業者からの相談に積極的に対応。

5. 消費者・事業者に対する広報

- ・消費税収（現行分の地方消費税を除く）を社会保障財源化し、国民に還元するという一体改革の意義に加え、消費税は価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただく税であることについて、徹底した広報を行う。
- ・消費税の転嫁等に関する事業者向けのパンフレットを作成し、各業界の所管省庁や業界団体を通じて幅広く配布・周知。

6. 税制上・予算上の措置等

- ・国・地方公共団体等の物品・サービスの調達に際し、円滑かつ適正な転嫁を確保。
- ・消費税の税額計算における端数処理の特例、延滞税の引下げ及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設。
- ・消費税率引上げを見据えた体質強化を図るための予算を措置（地域商店街活性化事業、地域力活用市場獲得等支援事業）。

7. 便乗値上げ等への対応

- ・便乗値上げについて「物価ダイヤル」を設置し相談を受付。
- ・税率引上げに伴う公共料金の改定について、基本的考え方を公表。

経済政策パッケージにおける税制改正による減収見込額

(参考)

経済政策パッケージにおける税制改正による 減収見込額（平年度ベース）

(単位：億円)

改正事項	国税	地方税	合計
1. 投資減税措置等	5,500	1,900	7,300
2. 所得拡大促進税制	1,500	100	1,600
3. 住宅ローン減税の拡充等	700	400	1,100
計	7,600	2,400	10,100

(注1) 上記の計数は、平成25年度税制改正分を含む。

(注2) 上記の計数は、それぞれ100億円未満を四捨五入している。
したがって、端数において合計とは一致しないものがある。

消費税にかかる検討課題(複数税率)

平成25年1月24日
自民党
公明党

第一 平成25年度税制改正の基本的考え方

2 社会保障・税一体改革の着実な実施

(3) 消費税引上げに伴う対応

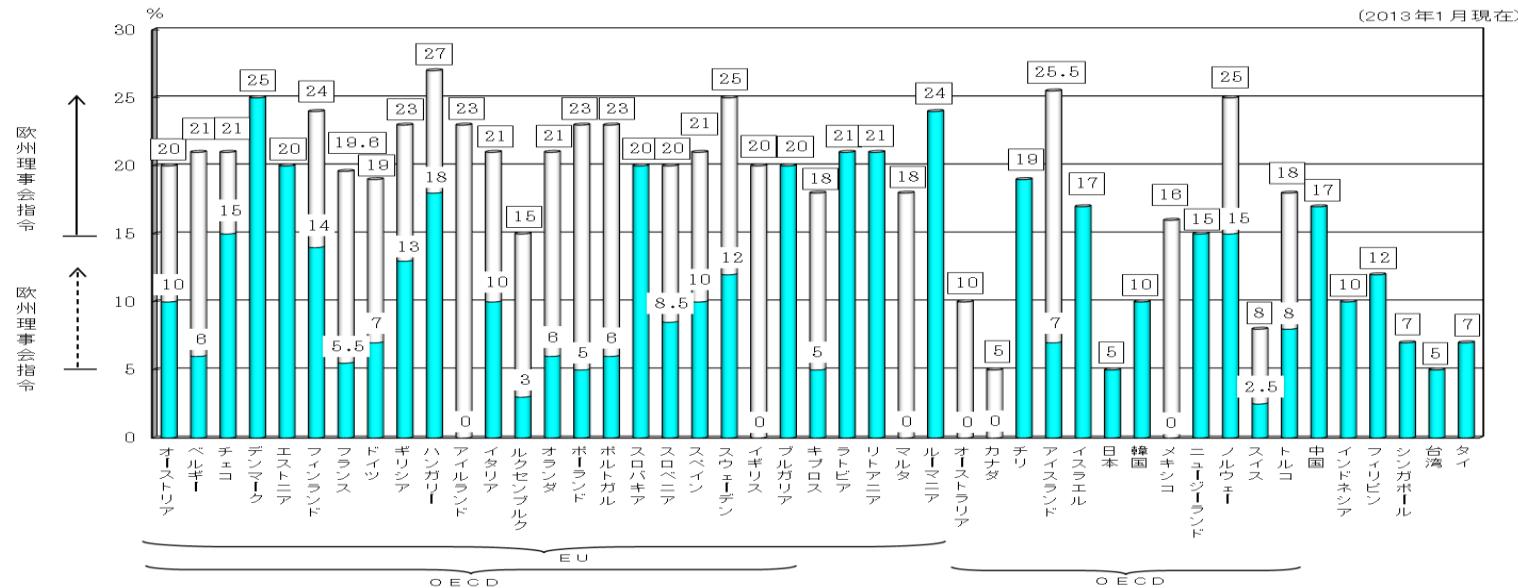
③ その他消費税引上げに係る措置

イ 軽減税率

- 消費税率の10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす。
- そのため与党税制協議会で、速やかに下記事項について協議を開始し、本年12月予定の2014年度与党税制改正決定時までに、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする。
- 与党税制協議会に軽減税率制度調査委員会を設置し、適宜、検討状況を与党税制協議会に中間報告をする。
- 協議すべき課題
 - ・対象、品目
 - ・軽減する消費税率
 - ・財源の確保
 - ・インボイス制度など区分経理のための制度の整備
 - ・中小事業者等の事務負担増加、免税事業者が課税選択を余儀なくされる問題への理解
 - ・その他、軽減税率導入にあたって必要な事項

複数税率について

付加価値税率(標準税率及び食料品に対する適用税率)の国際比較



諸外国の食料品の税率は、平均すると10%程度の水準

例えば…

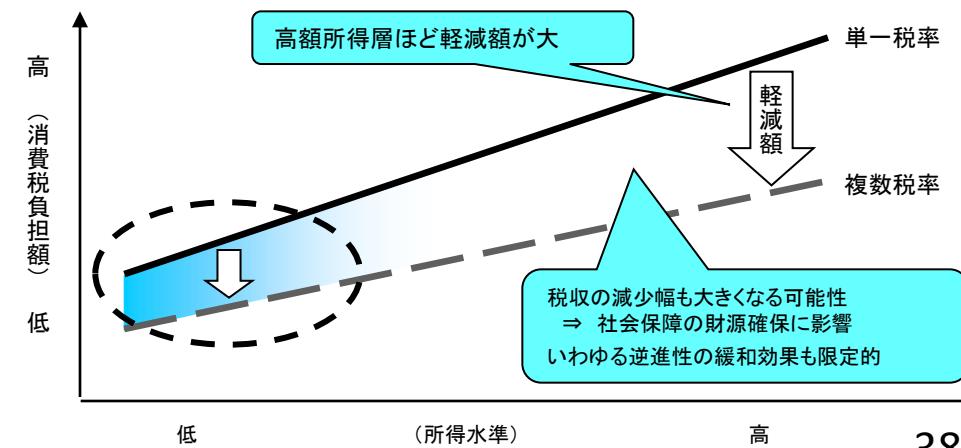
EU諸国(27カ国)

- 標準税率(平均) 21.2%
- 食料品に対する適用税率(平均) 11.3%

諸外国においては、「贅沢品か否かの違い」や「外食と食料品の違い」で適用税率が異なります。

標準税率	軽減税率
【フランス】 キャビア	フォアグラ トリュフ
【イギリス】 フィッシュ&チップスやハンバーガーなど温かいテイクアウト商品	デリカテッセンなどスーパーの惣菜

軽減税率は高所得者の方にも負担軽減効果が及び、その分、税収の減少幅も大きくなる可能性があります。



ご清聴ありがとうございました。